

京都市感染症健康危機管理実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の新たな感染症の出現や、既知の感染症の再興などに対し、迅速かつ適確な対応を行い、感染症から市民の生命と健康を守るとともに、感染の拡大を防止するため、感染症対策に係る健康危機管理の具体的な指針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 健康危機管理担当部局 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課、京都市保健所及び京都市衛生環境研究所をいう。

(2) 健康危険情報 感染症により生じる市民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報をいう。

(3) 健康危機管理 感染症により生じる市民の生命及び健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、健康危機管理担当部局の所管に属するものをいう。

(基本事項)

第3条 感染症は、ひとたび拡大すれば、市民の生命と健康に関して深刻な影響を及ぼすという危機意識を常に持ち、予断と先入観に捉われることなく、正確に把握した事実に基づく客観的な評価と流行状況の的確な予測に努める。

2 感染症が発生した場合、適切な初期対応が患者の病状悪化及び感染拡大防止の第一要件であることから、効率的かつ円滑な組織的活動による正確な情報の収集・分析を速やかに行い、感染規模が最小限となるよう機敏な対応に努める。

3 感染症の発生事例が一定の終息を見た場合、当該事例の原因究明や対応が最善であったかなどの対策効果の分析・評価を客観的にを行い、その後の危機管理体制のより一層の充実に努める。

4 感染症については、日頃から市民に対する情報の公開が重要であるが、発生時においても多様な手段で発生情報等を迅速に伝えとともに、市民の生命と健康に関わる重要な対策を決定した場合には速やかに公表する。ただし、発生事例における患者等のプライバシーの保護については、関係法令の主旨に基づき十分に配慮する。

5 地域における感染症対策の中核機関である京都市保健所及び地域における科学的かつ技術的中核となる機関である京都市衛生環境研究所は、健康危機対処計画に基づき平時

から準備を進めるとともに、有事の際は計画に沿って対応する。

(情報収集等)

第4条 健康危機管理担当部局は、健康危険情報に関する情報収集窓口を設け、情報の広範囲な収集及び分析に努めるものとする。

- 2 健康危険情報を入手した健康危機管理担当部局の長等は、直ちに保健福祉局長及び保健所長に当該情報を伝達するとともに、当該情報に伴う対応が想定される関係部局及び関係機関に対し、速やかに当該情報を伝達するものとする。
- 3 健康危機管理担当部局は、その所管する事務に関する健康危険情報の危険の程度について、健康被害の重篤度、規模、治療方法の有無等を勘案して、可能な限り客観的に判断するための方策を講じるものとする。
- 4 健康危機管理担当部局は、情報の的確な把握及び対策の検討に資するため、相互に連携するとともに、必要に応じて関係機関、関係団体等の協力を求めるものとする。

(対策の決定)

第5条 健康危機管理担当部局においては、健康危機管理に係る対策の決定（対策を講じない旨の決定を含む。以下同じ。）を行う場合には、その重要度に応じ、保健福祉局長まで報告したうえで決定するほか、必要に応じ、他の関係部局の長と協議を行うものとする。

- 2 健康危機管理担当部局においては、特に重要な健康危険情報及び対策の決定については、市長まで報告するものとする。
- 3 健康危機管理担当部局においては、健康危機管理に係る対策の決定を行った場合には、当該危険がなくなるまでの間、事案に応じ、監視のための体制を整備し、必要な情報及び知見の蓄積に努めるとともに、対策決定の諸前提条件の変化に応じて対策の見直しを行うものとする。
- 4 健康危機管理担当部局においては、適時適切な対策の見直しを継続的に行うため、対策決定の諸前提及び判断理由についての資料を適切に管理するものとする。
- 5 健康危機管理部局においては、重要な健康危機管理に係る対策の決定を行った場合には、速やかに、その内容を公開するとともに、特に不確実な情報の下で当該決定を行った場合には、その前提となった情報及び知見の内容、考慮要因、制約条件等を併せて公表するものとする。
- 6 健康危機管理担当部局においては、健康危機管理に係る対策の決定に基づき、行政機関、関係団体等に対して指導を行う際には、緊急やむを得ない場合を除き、文書によるものとする。緊急やむを得ず文書によらない場合にあっては、追って文書により指導の内容を明らかにするものとする。

(対策本部の設置等)

第6条 保健福祉局長は、次の各号に定める感染症による重大な健康被害が発生し、又は

発生が危惧され、市民の生命と健康に深刻な影響を及ぼすおそれがある場合には、速やかに主管副市長に対して、京都市感染症緊急対策本部の設置を上申する。ただし、京都市危機管理規則第5条第1項に規定する京都市危機管理本部又は新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき京都市新型インフルエンザ等対策本部がすでに設置されている場合は、この限りでない。

- (1) 市内で一類感染症、二類感染症（結核除く。）、新感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者（疑似患者を含む。）が発生した場合
 - (2) 二類感染症（結核のみ。）、三類感染症、四類感染症又は五類感染症のこれまでにない急激な感染拡大等により当該感染地域を対象とした個別対策が必要となる場合
- 2 前項の上申に当たって、保健福祉局長は、学識経験者等の会議出席について、意見を申し述べることができる。
- 3 京都市感染症緊急対策本部は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 市長
 - (2) 副市長
 - (3) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長
 - (4) 保健所長
 - (5) 主管副市長が指名する区長
 - (6) 消防局長
 - (7) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
 - (8) 市会事務局長
 - (9) 教育長
 - (10) 衛生環境研究所長
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員
- 4 京都市感染症緊急対策本部に次に掲げる本部長及び副本部長を設置することとする。
- (1) 本部長は市長をもって充て、本部を統括する。
 - (2) 副本部長は主管副市長をもって当て、本部長を補佐することとし、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 5 京都市感染症緊急対策本部の庶務は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課において行う。
- 6 次の各号に該当する場合、京都市感染症緊急対策本部は廃止する。
- (1) 京都市危機管理規則第5条第1項に規定する京都市危機管理本部が設置された場合
 - (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき京都市新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合
 - (3) 本部長が市民の生命と健康に深刻な影響を及ぼすおそれがなくなつたと認めた場合
- 7 京都市感染症緊急対策本部の会議は、本部長が必要と認めるとき、随時招集し、全市的な対応方針等の重要事項の決定や必要な情報共有等を行うものとする。
- 8 重要事項の決定に当たり、本部長又はその職務を代理する副本部長は、医学、公衆衛生その他専門的見地からの意見を保健所長から聴取するものとする。

9 本部長は、必要があると認めるときは、第3項各号に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(情報提供等)

第7条 感染症の発生及び対策の内容等については、市民に対して情報を確実に提供するなどにより周知徹底を図ることとし、市民の不安解消、情報不足や誤情報によるパニックの防止に努める。

(補足)

第8条 健康危機管理担当部局は、本要綱に規定する理念に基づき、その所管事務にかかる計画、指針、要綱、マニュアル等の整備を図るとともに、当該要綱等に基づいて具体的な対策を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年11月14日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。